（吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会が締結する吸収分割契約の記載事項）

第百条の六　法第百八条の五第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　吸収分割（法第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下この条において同じ。）を行う時期

二　吸収分割を行う森林組合連合会の法第百八条の四第二項の総会（法第百八条の六第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う森林組合連合会にあっては、理事会）の日

（新設分割計画の記載事項）

第百条の七　法第百八条の十三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　新設分割を行う時期

二　新設分割を行う組合の法第百八条の十二第二項の総会（法第百八条の十六第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う組合にあっては、理事会）の日

第百八条　令第二十二条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

２　前項の規定は、令第二十二条第四項の規定による通知について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百十条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～六　（略）

七　法第八十四条の三第二項第三号（法第八十八条の五第一項、第百条第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）

八　法第八十七条の二第三項第三号（法第八十八条の五第一項、第百条第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）

九～十一　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第百十一条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の主たる事務所若しくは従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一　法第四十三条の二第四項（法第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）

二～四　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第六十六条第一号ロの改正規定、第九十三条の改正規定（「第百条第四条」を「第百条第四項」に改める部分に限る。）及び第百十一条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（新設）

第百八条　令第十六条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

２　前項の規定は、令第十六条第四項の規定による通知について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百十条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～六　（略）

七　法第八十四条の三第二項第三号（法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）

八　法第八十七条の二第三項第三号（法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）

九～十一　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第百十一条　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の主たる事務所若しくは従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一　法第四十三条の二第一項（法第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）

二～四　（略）